

平成15年4月1日

都道府県計量行政関係部局 各位

経済産業省計量行政室

計量法施行令第28条第1号における「水」の範囲に係る解釈について

平素より計量行政に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、現在、計量法施行令第28条において計量証明事業の対象が規定されており、同条第1号において当該事業の対象の一つであります「水」が規定されているところであります。

この「水」の解釈につきまして、従来は「環境に影響を与える水のみに限る。」という考え方に基づき運用がなされてきたところですが、今回これを見直し、「他法令において水質検査を行う者が規定されている場合（飲料水、温泉）を除き、計量証明事業の対象とする」との考え方と致します。

環境に係る計量証明事業制度が公害規制に端を発していること、同制度創設当時は公害規制の対象と計量証明のニーズがほぼ一致していたことなどから、制度創設当初より「水」の範囲を環境に影響を与えるもののみに限定するという考え方の下に運用がなされてきたところと思われます。

しかし、現在では、水に係る計量証明のニーズが従来の公害規制の範囲を超えて拡がってきてのことから、今までの解釈と当該ニーズとの間で摩擦が生じている状況にあります。

このため、現状に適した解釈へと変更し、明確で統一のとれた解釈による当該制度の円滑運用を図る観点から今回の見直しを行うこととした次第であります。

以上